

看護の日イベントを開催します

問い合わせ
看護部
52-3145

看護をより身近に感じていただくため、『看護の日』イベントを開催します。

ナイチンゲールは「その人の持っている治す力、治そうとする力を引き出すように、看護者が日々の生活を整える」と述べています。

町立病院の看護師、看護補助者、介護員は、皆さんが病気や障がいを抱えながらも、その人らしく生活ができるように日々支援しています。どうぞお気軽にお立ち寄りください。



●内容／血圧測定、各種パンフレットの配布、ほっこり味噌汁体験、看護師の仕事紹介など

●日時／5月13日(水)9時から11時30分

●場所／町立厚岸病院1階待合ホール

救急外来の適正な利用のお願い

問い合わせ
医事係
52-3145

救急外来で24時間救急患者の受け入れを行っています。

救急外来は、24時間いつでも受診

福祉

できる便利な夜間診療ではなく、緊急時に受診するためのものです。『コンビニ受診』と呼ばれる緊急性の低い軽症患者の受診は、診療時間内での受診をお願いします。

令和8年度児童扶養手当額をお知らせします

問い合わせ
福祉推進係
53-3333

ひとり親家庭の対象者に支払われている児童扶養手当の月額が、令和8年4月分から次のとおり変わります。

■令和7年度と令和8年度の児童扶養手当額の比較表(月額)

		令和7年4月～令和8年3月	令和8年4月～
本体額	全部支給	46,690円	48,050円(+1,360円)
	一部支給	11,010円～46,680円	11,340円～48,040円 (+330円～1,360円)
第2子以降 加算額	全部支給	11,030円	11,350円(+320円)
	一部支給	5,520円～11,020円	5,680円～11,340円 (+160円～320円)

特別児童扶養手当などの相談を受け付けています

問い合わせ
障がい福祉係
53-3333

【特別児童扶養手当】

精神または身体に一定の基準の障がいがある20歳未満の児童の福祉の増進を図るために支給される国の制度です。

手当を受けることができる人は、対象となる児童の父母または父母に代わって児童を養育している人です。

●月額／1級 58,450円、2級 38,930円

【障害児福祉手当】

重度の障がいがあるため、日常生活で、常に介護が必要な20歳未満の在宅の児童に支給されます。

●月額／16,560円

【特別障害者手当】

著しい重度の障がいがあるため、日常生活において、常に特別の介護が必要な20歳以上の在宅の人に支給されます。

●月額／30,450円

手当を受けようとする場合、主治医の診断書などを用意して、認定請求をする必要があります。



なお、世帯の所得状況や障がいの程度によっては支給されない場合があります。

不妊治療費などを助成しています

問い合わせ
健康推進係
53-3333

不妊治療費の自己負担分の全額と交通費の一部を助成しています。

申請には、対象要件や必要書類がありますので、詳しくは町ホームページをご覧ください。

●対象治療／令和8年4月1日以降に道内の医療機関で受けた不妊治療(タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精、男性不妊治療など)

イコロ出前講座『ハッピーヨガ』

問い合わせ
健康推進係
53-3333

助産師とヨガをしませんか? ヨガは妊娠中からの身体づくりや産後のエクササイズにも効果的です。



釧路市のイコロ助産院の新居助産師が講師となりヨガを実施します。

●日時／6月4日(木)13時30分から15時

●場所／保健福祉総合センター

●講師／新居沙織(イコロ助産院、マタニティ・産後ヨガインストラクター)

●対象／運動制限のない16週以降の妊婦さん、産後の人

●定員／8人(先着順)